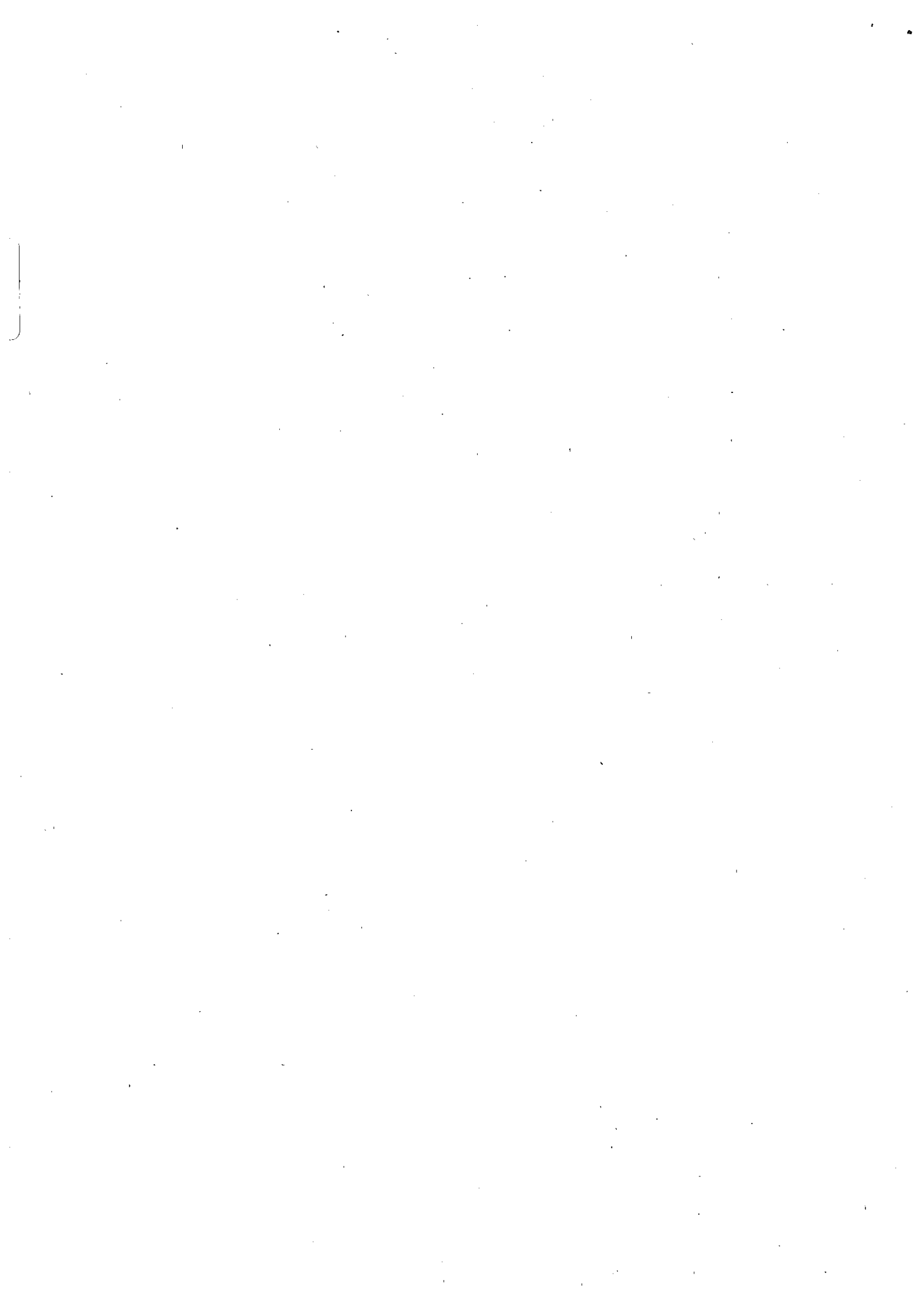


第 125 号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例

	ページ
1 改正の理由	1
2 改正の内容	1～3
3 新旧対照表	4



1 改正の理由

長崎市出津地区公民館の移転に伴い、位置と使用料を定めるため。

2 改正の内容

(1) 位置の変更

施設の名称	現行の位置	改正後の位置
長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町 133 番地	長崎市西出津町 2,794 番地 1

(2) 使用料の額

〈現行〉 条例 別表5 長崎市出津地区公民館の使用料を適用

利用時間 種別		午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か
		ら正午 まで	ら午後5時 まで	ら午後10時 まで	ら午後5時 まで	ら午後10時 まで	ら午後10時 まで
会議室		円 421	円 421	円 524	円 740	円 843	円 1,162
講 堂	1	843	843	946	1,584	1,686	2,427
	2	524	524	627	946	1,059	1,481
	1及び2	1,162	1,162	1,265	2,221	2,324	3,384
和 室	1	421	421	524	740	843	1,162
	2	421	421	524	740	843	1,162
	3	421	421	524	740	843	1,162
	1及び2	740	740	843	1,368	1,481	2,118
調理実習室		627	627	740	1,162	1,265	1,800

〈改正後〉 条例 別表9 「前各項に掲げる公民館以外の公民館の使用料」を適用

利用時間 種別		午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か
		ら正午 まで	ら午後5時 まで	ら午後9時 まで	ら午後5時 まで	ら午後9時 まで	ら午後9時 まで
研修室又は 会議室	50㎡未満	円 462	円 576	円 576	円 1,038	円 1,152	円 1,614
講 堂	150㎡以上 200㎡未満	1,697	2,273	2,273	3,970	4,546	6,243
和 室	30㎡未満	308	421	421	729	842	1,150
調理実習室	50㎡未満	360	473	473	833	946	1,306

(3) 施行日 平成30年9月1日

〔参考〕

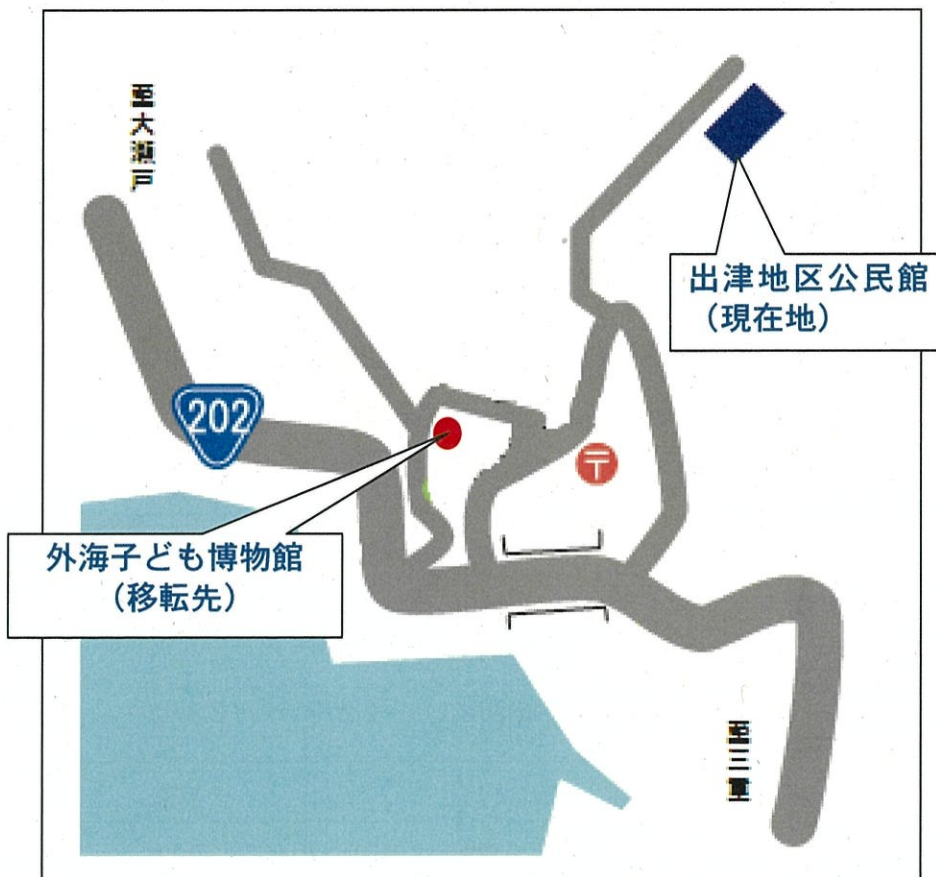
施設利用者数

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (10 月末現在)
利用者数	3,825 人	3,109 人	3,097 人	1,825 人

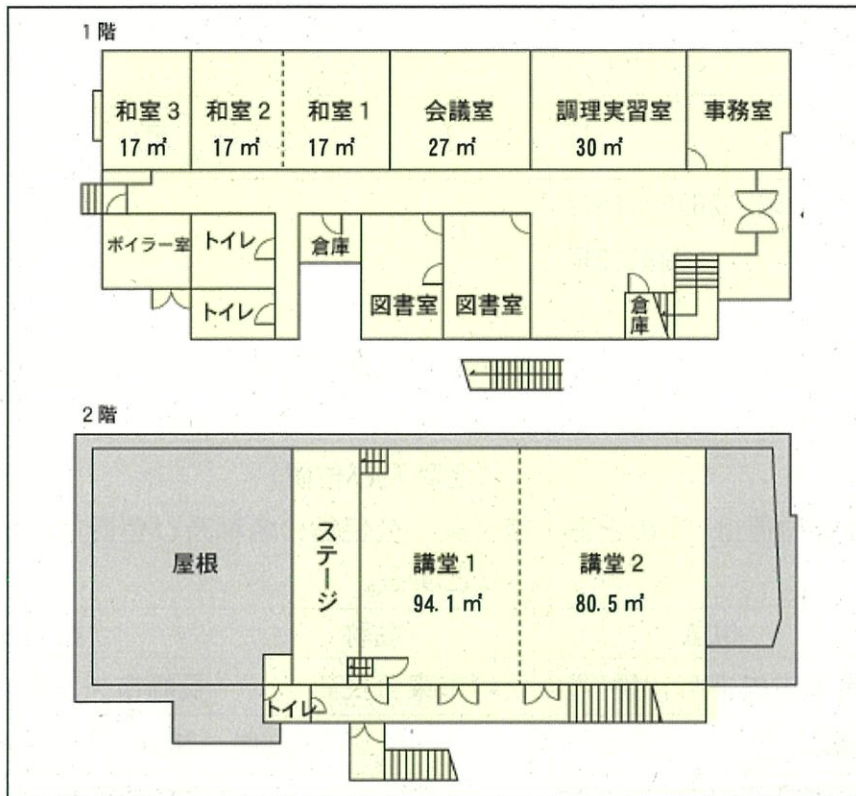
施設の概要

	出津地区公民館(現在地)	外海子ども博物館(移転先)
延べ床面積	513.90 m ²	813.00 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て	鉄筋コンクリート造階段式平屋建
建築年	昭和 47 年(築 45 年)	昭和 58 年(築 34 年)
主要室	1F 事務室、調理実習室、会議室、和室1～3、図書室 2F 講堂1～2	ロビー、展示室、視聴覚兼企画展示室、実習室、創作室、研修室件図書室、事務室

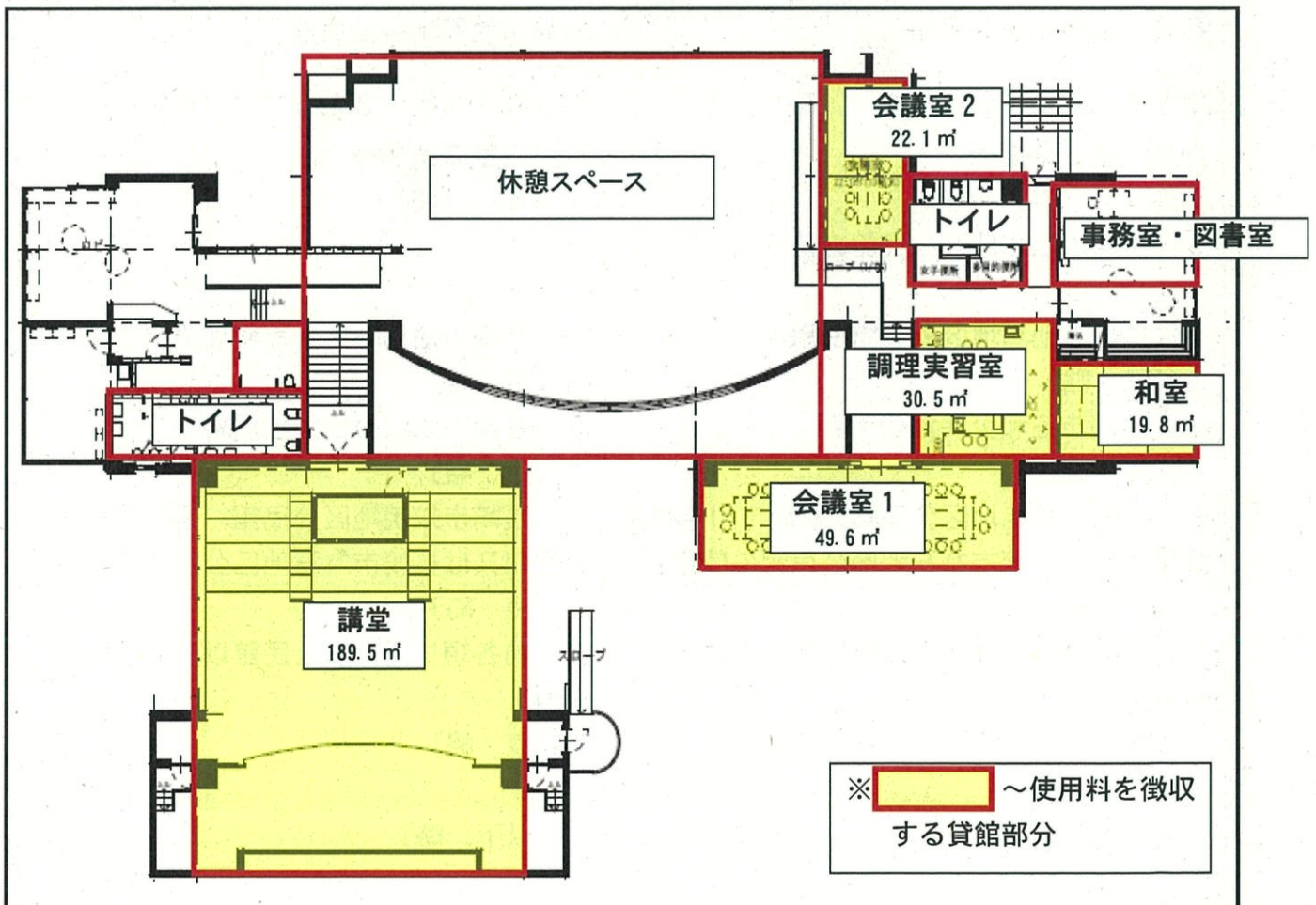
〔位置図〕



【旧 出津地区公民館】



【新 出津地区公民館】



3 新旧対照表

現 行	改正後（案）																								
昭和26年2月6日 条例第19号	昭和26年2月6日 条例第19号																								
第1条 （略）	第1条 （略）																								
（名称及び位置）	（名称及び位置）																								
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市出津地区公民館</td> <td>長崎市西出津町133番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町133番地	〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市出津地区公民館</td> <td>長崎市西出津町2,794番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1	〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2
名称	位置																								
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																								
〔中 略〕																									
長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町133番地																								
〔中 略〕																									
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																								
名称	位置																								
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																								
〔中 略〕																									
長崎市出津地区公民館	長崎市西出津町2,794番地1																								
〔中 略〕																									
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																								
第3条から第18条まで （略）	第3条から第18条まで （略）																								
別表（第8条関係）	別表（第8条関係）																								
1～4 （略）	1～4 （略）																								
5 長崎市出津地区公民館の使用料 〔表 略〕	5 長崎市池島地区公民館使用料 〔表 略〕																								
6 長崎市池島地区公民館使用料 〔表 略〕	6 長崎市三和公民館使用料 〔表 略〕																								
7 長崎市三和公民館使用料 〔表 略〕	7 長崎市蚊焼地区公民館、長崎市川原地区 公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料 〔表 略〕																								
8 長崎市蚊焼地区公民館、長崎市川原地区 公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料 〔表 略〕	8 前各項に掲げる公民館以外の公民館の 使用料 〔表 略〕																								
9 前各項に掲げる公民館以外の公民館の 使用料 〔表 略〕																									
〔以下、略〕	〔以下、略〕																								